

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【公開番号】特開2003-55549(P2003-55549A)

【公開日】平成15年2月26日(2003.2.26)

【出願番号】特願2002-159122(P2002-159122)

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 77/06

B 2 9 B 7/00

C 0 8 J 5/00

C 0 8 K 3/10

C 0 8 K 3/16

C 0 8 K 5/00

// B 2 9 K 77:00

【F I】

C 0 8 L 77/06

B 2 9 B 7/00

C 0 8 J 5/00 C F G

C 0 8 K 3/10

C 0 8 K 3/16

C 0 8 K 5/00

B 2 9 K 77:00

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月28日(2004.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記の芳香族ジカルボン酸単位としては、例えば、テレフタル酸、イソフタル酸、2,6-ナフタレンジカルボン酸、2,7-ナフタレンジカルボン酸、1,4-ナフタレンジカルボン酸、1,4-フェニレンジオキシジ酢酸、1,3-フェニレンジオキシジ酢酸、ジフェン酸、4',4''-オキシジ安息香酸、ジフェニルメタン-4,4'-ジカルボン酸、ジフェニルスルホン-4,4'-ジカルボン酸、4,4'-ビフェニルジカルボン酸などから誘導される構造単位を挙げることができ、これらのうち1種または2種以上を用いることができる。これらのうちでも、経済性および得られるポリアミドの性能の観点から、テレフタル酸、イソフタル酸、2,6-ナフタレンジカルボン酸が好ましく、テレフタル酸がより好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

半芳香族ポリアミド(A)は、必要に応じて、上記した芳香族ジカルボン酸単位以外の他のジカルボン酸単位、例えば、マロン酸、ジメチルマロン酸、コハク酸、グルタル酸、アジピン酸、2-メチルアジピン酸、トリメチルアジピン酸、ピメリン酸、2,2-ジメ

チルグルタル酸、2，2-ジエチルコハク酸、アゼライン酸、セバシン酸、スペリン酸等の脂肪族ジカルボン酸；1，3-シクロpentantanジカルボン酸、1，4-シクロヘキサンジカルボン酸等の脂環式ジカルボン酸の1種または2種以上から誘導される構造単位を含んでいてもよい。これらの他のジカルボン酸単位の含有量は、全ジカルボン酸単位の40モル%以下であることが好ましく、30モル%以下であることが好ましく、20モル%以下であることがより好ましい。さらに、溶融成形が可能な範囲でトリメリット酸、トリメシン酸、ピロメリット酸などの多官能化合物から誘導される構造単位を含むこともできる。